

長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱 新旧対照表

改正後（新）	現 行（旧）						
（審査及び名簿登載） 第4条 （4）主観的審査事項 ア 主観的審査項目 （イ）次世代育成雇用環境の整備（子育て支援） 建設業者が「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する事業主（常時雇用する労働者の数が100人を超えるもの）で、同条同項に基づき一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出て、当該計画を実行した後、同法第13条に基づく申請により厚生労働大臣から基準に適合する旨の認定を受け、更に2回目の一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出て、当該計画を実行する場合に、審査対象特定日においてその2回目の行動計画が実行中である場合に加点の対象とする。 2回目の行動計画の満了年については、1回目の満了と同様に厚生労働大臣から基準に適合する旨の申請を受け、更に3回目の一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出て、当該計画を実行する場合に、審査対象特定日においてその3回目の行動計画が実行中である場合に加点の対象とする。4回目以降についても同様の取り扱いとする。ただし、「次世代育成支援対策推進法」は、平成37年3月31日までを終期とする時限立法であるので、加点の対象はその期間までの広報計画となる。該当する工事種類について10点を審査対象に加える。 ～略～ （ロ）女性の活躍推進 建設業者が直近の決算日において、女性管理職（ただし、法人役員、個人事業主及び個人事業主と同居する親族を除外する）を雇用し、その割合が当該建設業者の管理職全体において占める割合（以下「女性管理職割合」という。）について、「長崎県女性の活躍推進活動に関する評価取扱要領」による評価を受けた場合、該当する工事種類について、次の表の左欄に掲げる区分により右欄に掲げる付与点数を審査点数に加える。 <table border="1"> <tr> <th>女性管理職割合（1名以上必要）</th><th>付与点数（点）</th></tr> <tr> <td>10%未満</td><td>5点</td></tr> <tr> <td>10%以上</td><td>10点</td></tr> </table>	女性管理職割合（1名以上必要）	付与点数（点）	10%未満	5点	10%以上	10点	（審査及び名簿登載） 第4条 （4）主観的審査事項 ア 主観的審査項目 （イ）次世代育成雇用環境の整備（子育て支援） 建設業者が「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する事業主（常時雇用する労働者の数が100人を超えるもの）で、同条同項に基づき一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出て、当該計画を実行した後、同法第13条に基づく申請により厚生労働大臣から基準に適合する旨の認定を受け、更に2回目の一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出て、当該計画を実行する場合に、審査対象特定日においてその2回目の行動計画が実行中である場合に加点の対象とする。 2回目の行動計画の満了年については、1回目の満了と同様に厚生労働大臣から基準に適合する旨の申請を受け、更に3回目の一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出て、当該計画を実行する場合に、審査対象特定日においてその3回目の行動計画が実行中である場合に加点の対象とする。4回目以降についても同様の取り扱いとする。ただし、「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月31日までを終期とする時限立法であるので、加点の対象はその期間までの広報計画となる。該当する工事種類について10点を審査対象に加える。 ～略～
女性管理職割合（1名以上必要）	付与点数（点）						
10%未満	5点						
10%以上	10点						

(格付け区分の適用日等)

第13条 本要綱において審査された格付区分は、平成27年4月1日以降の入札から適用する。

～略～

(格付け区分の適用日等)

第13条 本要綱において審査された格付区分は、平成26年4月1日以降の入札から適用する。

～略～